

茅ヶ崎市告示第 2 8 1 号

茅ヶ崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 1 4 条に基づく市長が定める金額について（平成 2 7 年茅ヶ崎市告示第 9 7 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 8 月 1 日以後の期間に係る介護補償について適用します。

令和 7 年 8 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

表常時介護を要する状態の項中「1 7 7, 9 5 0 円」を「1 8 6, 0 5 0 円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8 8, 9 8 0 円」を「9 2, 9 8 0 円」に改める。